第３号様式

株主資本等変動計算書

年　月　日　　事業者名

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本余剰金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						（何）積立金	繰越利益剰余金									
前期末残高																
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の処分																
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																
当期変動額合計																
当期末残高																

備考

1　その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

2　評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

3　各合計欄の記載は省略することができる。

4　株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序による。

5　株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。また、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に関係する変動事由の次に記載する。

6　新株式申込証拠金については資本金の次に、自己株式申込証拠金については自己株式の次に別の区分を設けて記載しなければならない。